

第二次宇部市生物多様性
地域連携保全活動計画
(令和5年度～令和13年度)

令和5年(2023年)3月
宇部市

目 次

第1章 計画の基本的考え方と背景	1
1 計画策定の趣旨	1
2 生物多様性をめぐる国内外の動向	1
3 宇部市の自然環境の現況	4
第2章 これまでの取り組みの検証	6
1 宇部市生物多様性地域連携保全活動計画の進捗状況	6
2 市民の意識	8
3 今後の課題	8
第3章 計画の体系	9
1 計画の対象区域	9
2 計画の期間	9
3 計画の位置づけと目標	10
第4章 計画の方向性と具体的な取り組み	11
1 基本的な方向性	11
2 各ステップの方向性	12
3 主体ごとの取り組み	14
4 各地域における活動の具体例	19
第5章 計画の推進体制と進行管理	28
1 計画の推進体制	28
2 計画の進行管理	29
参考資料	資-1
1 アドバイザーの一覧	資-1
2 用語解説	資-2

第1章 計画の基本的考え方と背景

1 計画策定の趣旨

本市では、平成25年(2013年)3月に策定した「宇部市生物多様性地域連携保全活動計画」により、小野湖を中心とした北部地域の里地里山の保全・再生を推進してきました。

こうした中、外来種の侵入や地球温暖化を要因とする気候変動など、地球規模での新たな課題が顕在化しており、地域に留まらず地球規模での課題に向けた取り組みが必要とされています。

「第二次宇部市生物多様性地域連携保全活動計画」は、「宇部市生物多様性地域連携保全活動計画」(平成25年3月策定)の成果と課題を踏まえた上で、近年の大きな課題となっている自然と共生する世界の実現などの社会的要請に対応することを目的に策定するものです。

なお、本計画は令和4年(2022年)3月に策定した「第三次宇部市環境基本計画」の目標達成のためのアクションプランとして位置づけられます。

2 生物多様性をめぐる国内外の動向

■生物多様性とその価値■

生物多様性は、多様な環境に様々な生きものが繋がりあって暮らしていることと定義されています。その繋がりの中で、私たちにとって有用な価値をもたらすとともに、災害を抑制して安全な生活を守ってくれ、さらには芸術の対象として豊かな文化をもたらしてくれるなど、人間の存在基盤として欠かせません。世界経済フォーラム(2020)によると、これらを貨幣換算した場合、世界全体のGDPの1.5倍以上になると言われています。



資料：世界経済フォーラム(2020)・WWFジャパン(2022)

図1-1 生物多様性が提供する生態系サービス

■世界の動向■

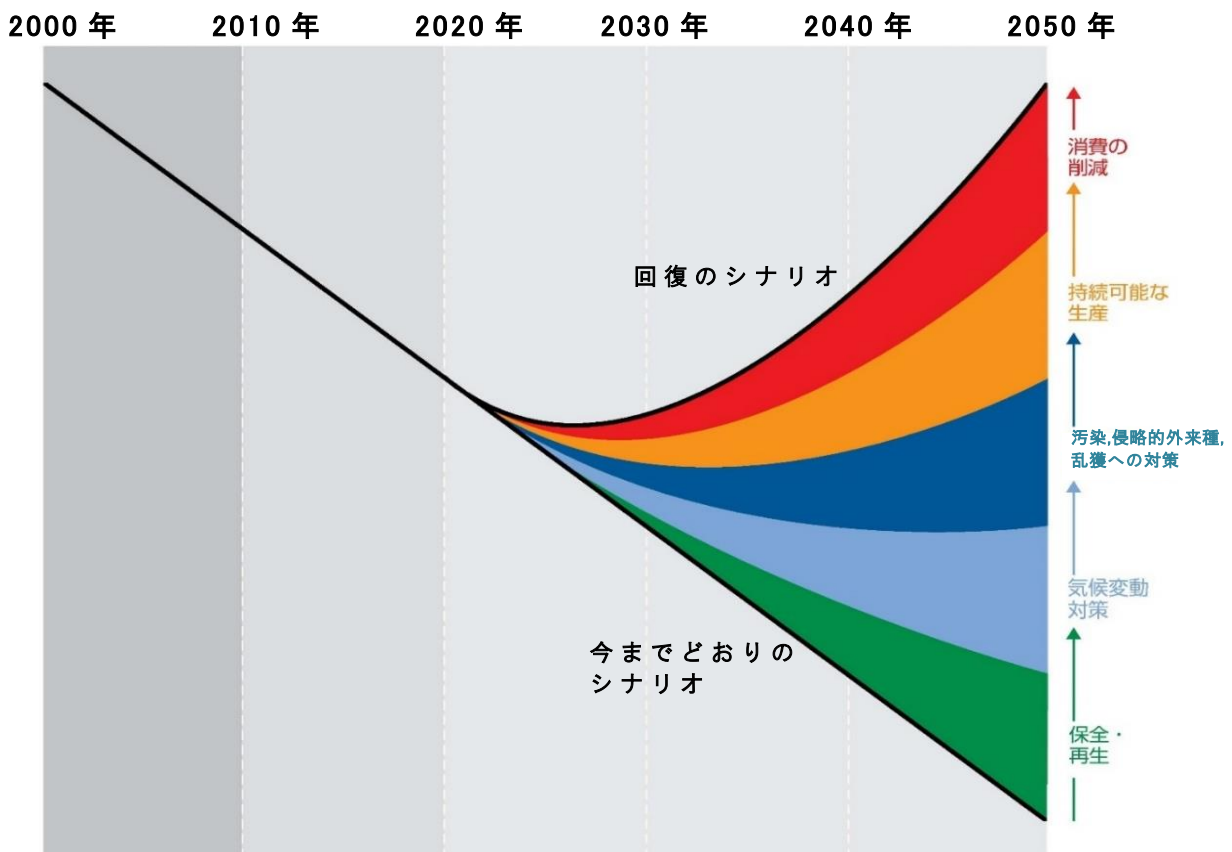
昆明・モンリオール 生物多様性枠組

私たちの暮らしを支える生物多様性ですが、過去50年の間、人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化し、このままでは生物多様性の損失を止めることが出来ず、持続可能な社会は実現出来ないことが指摘されています。

生物多様性の損失を引き起こす要因について、①乱獲・開発による危機、②人の手が入らないことによる危機、③外来種による危機、④地球温暖化による危機の4つの危機が挙げられており、これらに対処すべく2010年に世界共通の目標として20項目の10年目標が設定されました(愛知目標)。

しかしながら、これらの達成状況の評価では、いずれも不十分と評価され、愛知目標で掲げられた2050年ビジョン「自然と共生する世界」を達成するためには、広範な人間活動に亘って「今までどおり」から脱却が必要であると言われています。

また、令和4年(2022年)12月に開催された生物多様性条約締結国会議(COP15)では、昆明・モンリオール生物多様性枠組が採択され、短期目標として「2030年までに生物多様性を回復の軌道に乗せるために緊急の行動を取る」という、いわゆるネイチャーポジティブが掲げられました。



資料:地球規模生物多様性概況第5版(SCBD, 2020)に加筆

図1-2 生物多様性の損失を減らし、回復させる行動のポートフォリオ

*グラフは世界全体の生物多様性の傾向を示し、「今までどおり」のシナリオ(右肩下がり直線)では2000年以降生物多様性は損失し続けると予測されている。図右側にはその回復のための対策を示し、生態系の「保全・再生」だけでなく、「気候変動対策」等その他の様々な対策を組み合わせることで(回復のシナリオ)、その低下を止め、2030年以降増加に繋げられる可能性があると言われている。

■ 国の動向 ■

生物多様性国家戦略(2023-2030)

我が国では、前述の採択を受け、令和5年3月に新たな生物多様性国家戦略が策定されました。新たな戦略の目標として、世界目標と共通する「2030年ネイチャーポジティブ」と、その達成に向けて2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全するという「30by30目標」を定め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画がとりまとめられました。

また、取り組みの柱となる基本戦略としては、「生態系の健全性の回復」、「自然を活用した社会課題の解決」、「ネイチャーポジティブ経済の実現」、「生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動」及び「生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進」の5つが掲げられました。

■ 宇部市の動向 ■

第三次宇部市環境基本計画

本市の最上位計画である「第五次宇部市総合計画」の理念や目標を踏まえ、また近年の大きな課題となっている脱炭素社会への移行、循環型社会の形成、自然共生社会の構築などの社会的要請に、産官学民協働で対応することを目的に、令和4年(2022年)3月に「第三次宇部市環境基本計画」を策定しました。

本市の目指す望ましい環境像として、「緑と花と彫刻に囲まれた豊かな自然と住みよい環境が共存する持続可能なまち 宇部」を掲げ、SDGs未来都市として、環境行動を自ら実践出来る人材を育成し、持続可能なまちづくりを推進するため、各種施策に取り組んでいます。

〈「第三次宇部市環境基本計画」で定めた本計画に関連する施策〉

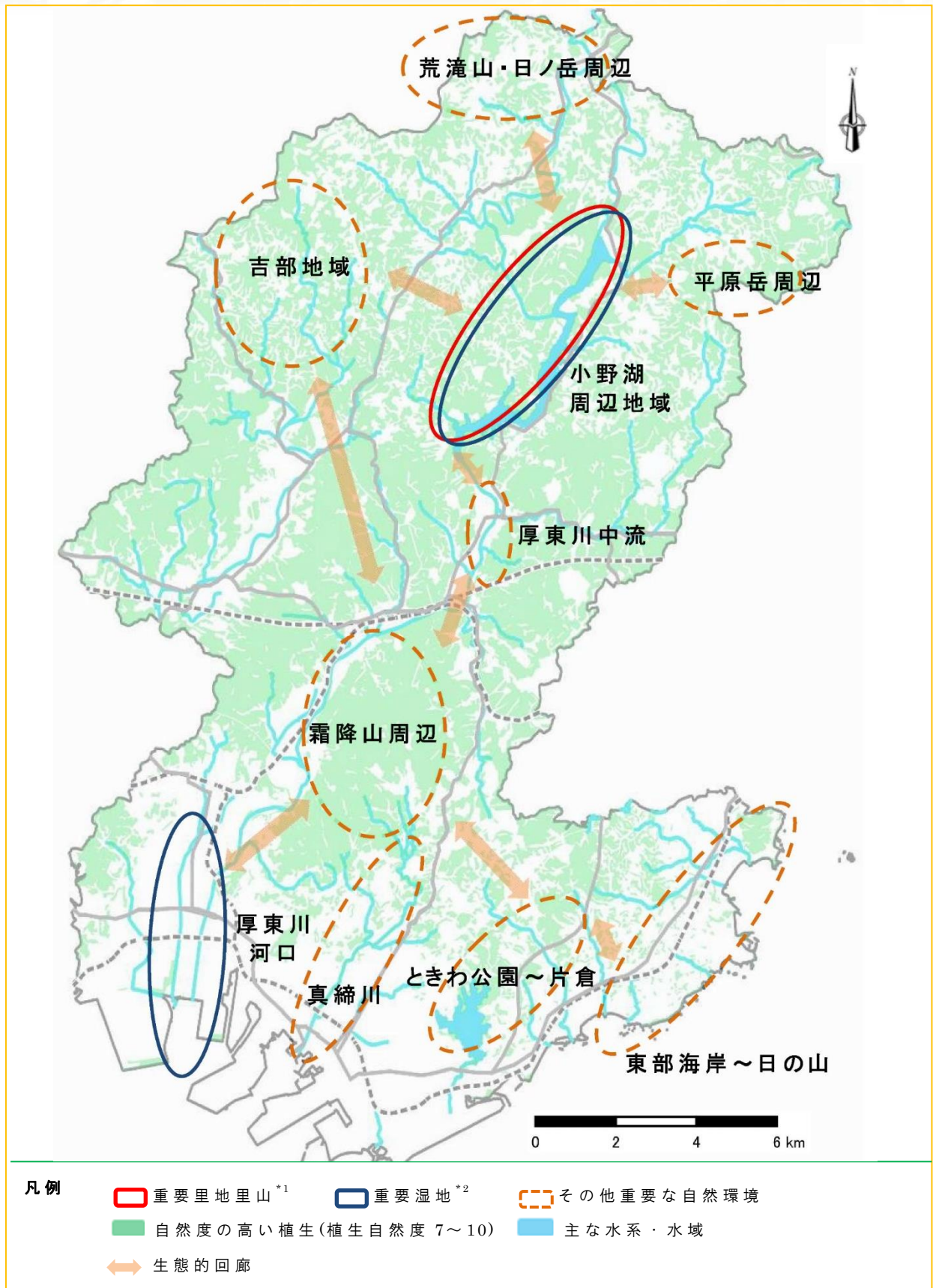
- 希少な生き物の生息・生育状況の把握
- 多様な動植物の生息・生育環境の保全
- 自然とふれあう機会の確保
- 持続可能な農林水産業の推進
- 環境学習・教育の充実
- 環境学習・教育を担う人材の育成
- 環境に関する情報の収集と提供
- 多様な主体の参加の促進

3 宇部市の自然環境の現況

本市は、山口県の南西部に位置し、山陽小野田市、山口市、美祢市に隣接し、南は瀬戸内海に面する面積286.65 km²、人口161,184人(令和4年4月1日現在)の都市です。中部から北部の大部分を山地・丘陵地が占め、谷沿いに農地が分布しています。南部には住宅地域、商業地域が広がり、臨海部は工業地域となっています。気候は温暖で雨が少ない典型的な瀬戸内海式気候で、令和3年度の平均気温は16.4℃、最高気温は35.2℃、最低気温は-2.6℃で、年間降水量は1,627mmです。

本市の自然環境については、専門家の協力を得て、平成8年度(1996年度)から令和4年度(2022年度)の間に4度の自然環境調査を行い、地形・地質、植物、哺乳類・爬虫類・両生類、鳥類、淡水魚類、昆虫類等の生息・生育状況を、自然環境調査報告書としてまとめており、以下にその概要を述べます。

- ◆ 小野湖周辺など市北部は、比較的保水性の高い地質と起伏の多い地形に恵まれ、シイなどの落葉広葉樹林が広がっており、大型哺乳類の餌や安全な生息環境を提供しているほか、多量の果実(ドングリ)は、オシドリ等の冬鳥の貴重な餌資源となっています。また、水田、ため池、コナラなどの二次林、湖といった多様な土地利用形態がモザイク状に維持されており、チョウ類など里地里山に特徴的な種の良好な生息・生育環境となっています。
- ◆ 平原岳から霜降山にかけての周辺山地は、上昇気流が発生しやすく、猛禽類の飛翔に適し、気流に乗って移動する渡りのコースとして利用されています。また、これらの山は、ハイキング等市民の憩いの場にもなっています。
- ◆ 自然海岸が残る東部海岸では、魚介類の重要な産卵・生育の場である藻場や干潟が発達し、潮干狩り等に利用されるほか、塩性湿地に特有の植生が見られます。
- ◆ 厚東川河口は、環境省により重要湿地に選定されており、真締川を含むこれら水辺環境も魚類、昆虫类等希少生物の重要な生息場となっています。
- ◆ その他、吉部地域や常盤湖周辺などでも重要な自然環境が市内に点在し、これらが河川や緑地で緩やかに繋がり生態系ネットワークが形成されています。
- ◆ 里地里山においては、管理不足による雑木林の縮小・遷移、耕作放棄地の増加、人の生活圏に分布拡大してきた有害鳥獣による農業被害等質の低下や消失が目立ちます。また、外来種の分布拡大やプラスチックごみの影響も懸念されます。



資料：自然環境調査報告書(宇部市、1998年、2004年、2009年)及び1/25,000植生図「宇部」「宇部市東部」「厚狭」「阿知須」「湯ノ口」GISデータ(環境省生物多様性センター)

*1 環境省により、生物多様性保全上重要な里地里山に選定されるもの

*2 環境省により、生物多様性の観点から重要度の高い湿地に選定されるもの

図1-3 宇部市の重要な自然環境

第2章 これまでの取り組みの検証

1 宇部市生物多様性地域連携保全活動計画の進捗状況

平成25年度(2013年度)から令和4年度(2022年度)までの計画期間において、「自然保護」、「自然共生」、「交流協働」、「教育学習」の4分野における活動と、「重点プロジェクト」の実施により、里地里山を再生して、自然との共生を目指す取り組みを進めてきました。

■各分野の活動実績数■

【自然保護】野生動植物やその生息・生育地の保全・管理

活動項目	活動数	
地域固有の生態系の保全	14	22
里地里山の環境保全	8	

【自然共生】里地里山の維持・再生への取り組み

活動項目	活動数	
農林業の振興と6次産業の展開	13	29
地域の営みの維持	16	

【交流協働】都市部に住む人との交流及び地域活動への参加の促進

活動項目	活動数	
地域資源活用に係るイベントの実施	12	22
ツーリズムの創出、交流・連携の促進	3	
移住・定住の促進	7	

【教育学習】環境教育・学習、地域文化継承の推進

活動項目	活動数	
教育・学習の実施・充実	15	23
地域文化の保存・継承	8	

■重点プロジェクトの進捗状況■

【重点プロジェクト1】 うべの里に住もうプロジェクト

- ◆ 地域資源を活用した「宇部の里アートフェスタ」には、多くの来場者が訪れ、地域間交流が図られています。
- ◆ 様々な移住施策や情報発信等により、移住者数は目標値を大幅に超過しています。

区 分	目標値 (R4年度末)	実績 (R3年度末)	達成率
うべの里アートフェスタ来場者数【人／年】	30,000	33,733 ※R元年度	112.4%
移住者数(うち県外からの移住者数)【人】 (中山間地域・計画期間累計)	180 (60)	467 (217)	259.4% (361.7%)

【重点プロジェクト2】 農家になろうプロジェクト

- ◆ 「万農塾」等における研修や補助金の交付等様々な就農支援により、新規農林業就業者数及び企業の農業参入数は目標値を達成しています。
- ◆ 地産地消外商の推進により、地元1次産品(うべ産農林水産物)を活用した商品の県外での販売件数は目標値を達成しています。
- ◆ 地元1次産品を活用した新商品開発品目は取り組みの担い手不足等により未達成となっており、今後は、関係事業者・機関等の連携・情報交換等により、更なる6次産業化及び農商工連携の推進を図る必要があります。

区 分	目標値 (R4年度末)	実績 (R3年度末)	達成率
新規農林業就業者数【人】 (中山間地域・累計)	32	40	125.0%
企業の農業参入数【企業】 (中山間地域・累計)	19	20	105.3%
地元1次産品を活用した商品の県外での 販売件数【件】(中山間地域・累計)	50	50	100.0%
地元1次産品を活用した新商品開発品目 【品目】(中山間地域・累計)	101	75	74.3%

【重点プロジェクト3】 山へお帰りプロジェクト

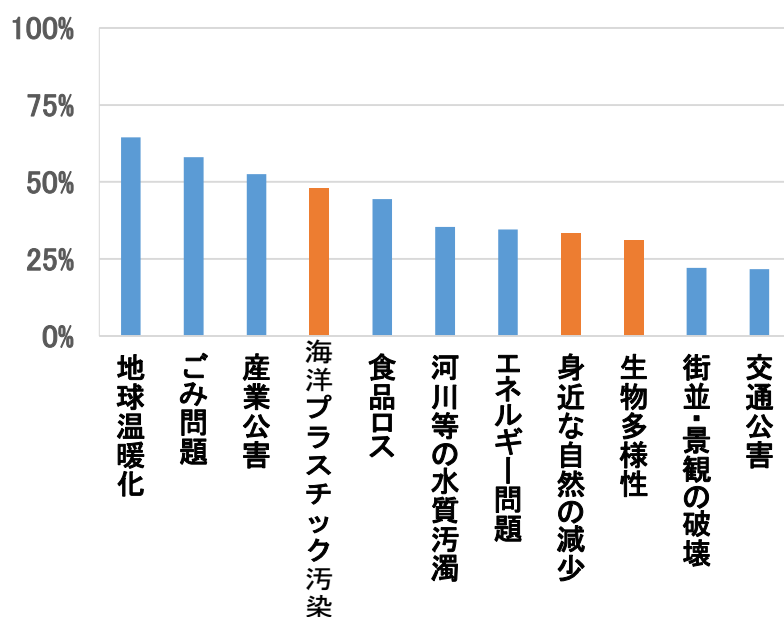
- ◆ 鳥獣被害防止のための有害鳥獣の捕獲数は、捕獲の担い手不足等により目標達成には至らなかったことから、猟友会等と更なる連携を図り、捕獲員の増加等に向け取り組みを強化する必要があります。
- ◆ 農用地借受奨励助成金や遊休農地作付補助金等により、遊休農地解消率は目標値を達成しており、緩衝帯の整備が図られていますが、引き続き、その水準を維持出来るよう取り組みを継続していく必要があります。

区 分	目標値 (R4年度末)	実績 (R3年度末)	達成率
有害鳥獣の捕獲数【頭】 (中山間地域・年間)	871	651	74.7%
遊休農地(220ha)の解消率【%】 (市全域・累計)	100	123.7	123.7%

2 市民の意識

令和2年度に実施した環境問題に関する市民アンケートでは、図2-1のとおり海洋プラスチック汚染に対する関心は高いものの、身近な自然の減少及び生物多様性について気になると回答した人の割合は3割程度と、他の環境問題と比較して関心が低いという結果となっています。

一方で、宇部市の望ましい環境像としては、自然と共生したまちづくりが最も多くの支持を得ており、身近な自然との共生に向けた市民参加を促すことが必要です。



資料：「第三次宇部市環境基本計画」中の図を改変

図2-1 環境問題ごとの気になると回答した人の割合

3 今後の課題

現計画では、暮らしの維持に深刻な影響を与える、喫緊の課題を重点プロジェクトに設定し、その解消に向けた取り組みを推進してきましたが、目標値を達成した項目も多く、概ね目標達成ととらえる事が出来ます。

一方、市民アンケートの結果からは、生物多様性への関心はあまり高くないと読み取られ、市民の理解やそれに基づく多様な関係者の連携した自発的な保全活動の促進に向け、これらの成果を生かしつつ市民一人ひとりの行動変容に向け、「自ら実践出来る環境人材育成」への取り組みをさらに進める必要があります。

第3章 計画の体系

本市には、北部地域をはじめとした豊かな自然に包まれた里地里山が広がり、様々な動植物が生息しています。また、穏やかな瀬戸内海に面していることから、海の幸にも恵まれています。

このような多くの恵みをもたらす自然環境が、先人たちから継承されてきたかけがえのない財産であることを認識し、地域一体となって守り育てていくことで、人と自然とが共生出来るまちづくりを推進します。

1 計画の対象区域

宇部市全域

現計画では市北部地域を計画区域としていますが、「第1章3宇部市の自然環境の現況」で述べたとおり、北部以外の地域にも貴重な自然環境は存在するため、現計画の計画区域を主な対象としつつ、宇部市全域を計画対象区域とします。

2 計画の期間

本計画の期間は、「第三次宇部市環境基本計画」と整合を図るため、令和5年度(2023年度)から令和13年度(2031年度)までの9年間とします。

その他、社会経済情勢や環境問題の変化などにより、見直しの必要が生じた場合は、柔軟に対応するものとします。

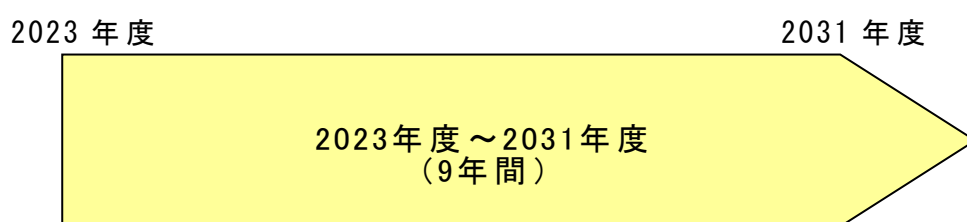


図3-1 計画の期間

3 計画の位置づけと目標

本計画は、生物多様性地域連携促進法(平成22年12月10日法律第72号)に基づく法定計画という位置づけになります。

また、本市の最上位計画である「第五次宇部市総合計画」の下位計画、かつ本市の環境分野のマスタープランである「第三次宇部市環境基本計画」の下位計画で、生物多様性保全分野の推進のための実行計画という位置づけになります。

なお、本計画の目標には、「第三次宇部市環境基本計画」で掲げた目標値を設定します。

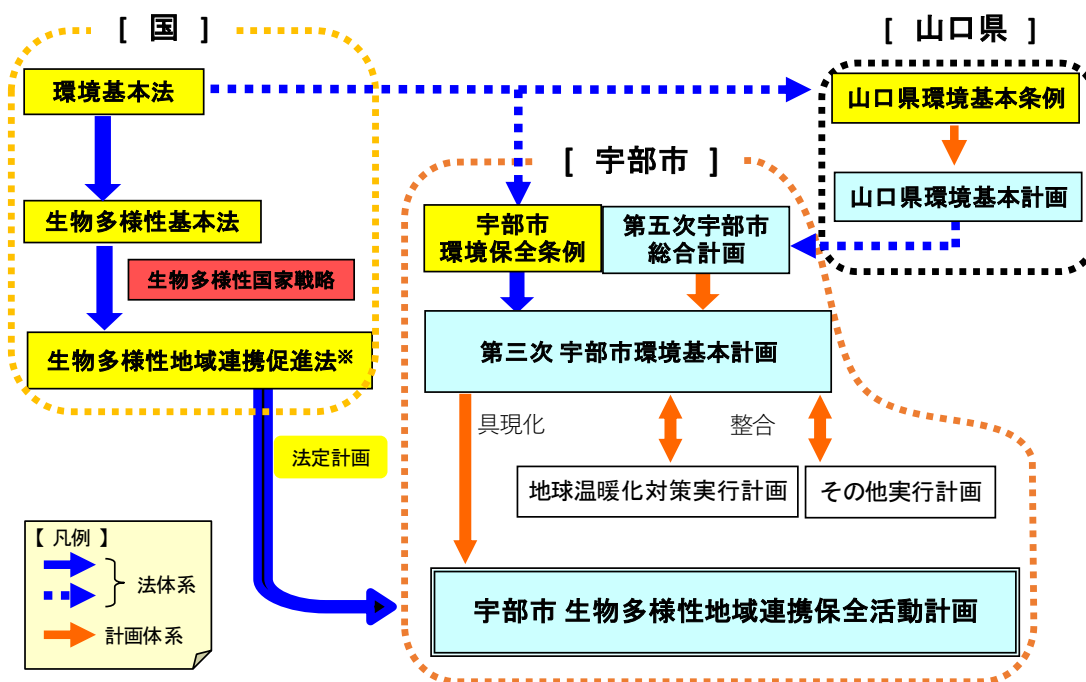


図3-2 計画の位置づけ

目標値 1 自然観察会や環境保全活動への参加者数 (目標値 1500 人/年)	目標値 2 市民参加型調査への参加件数 (目標値 200 件/年)	目標値 3 自然との共生に取り組む企業の数 (目標値 20 社/年)
--	--	---

図3-3 計画の目標

第4章 計画の方向性と具体的な取り組み

1 基本的な方向性

市民一人ひとりの行動変容による環境配慮社会の構築に向け、次の3段階で取り組みます。自然にまずは触れてみたいと思う人から継続的に環境保全活動に参加する人まで、各世代及び各段階での活動機会を創出することを目指します。

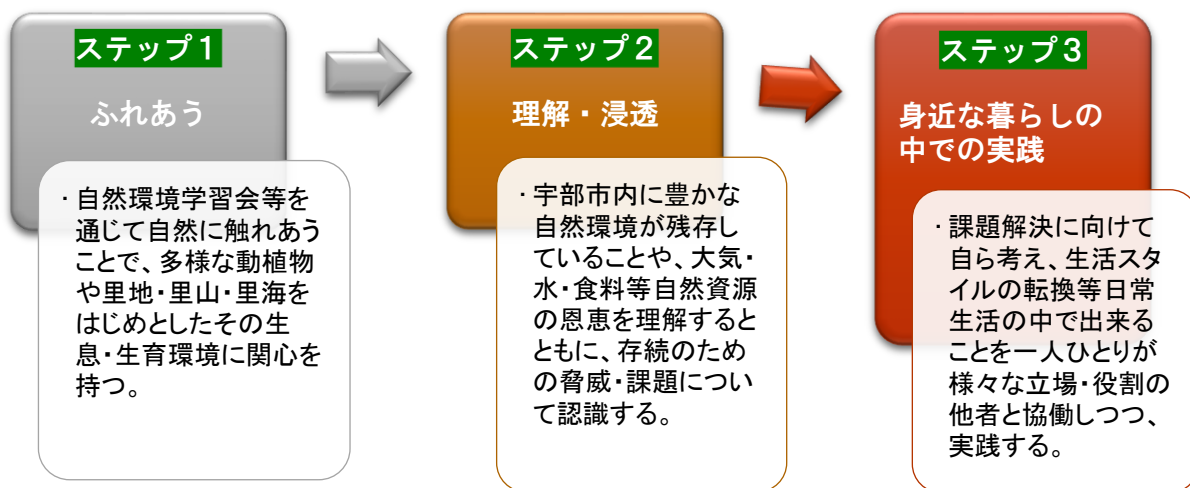


図4-1 段階的な取り組み

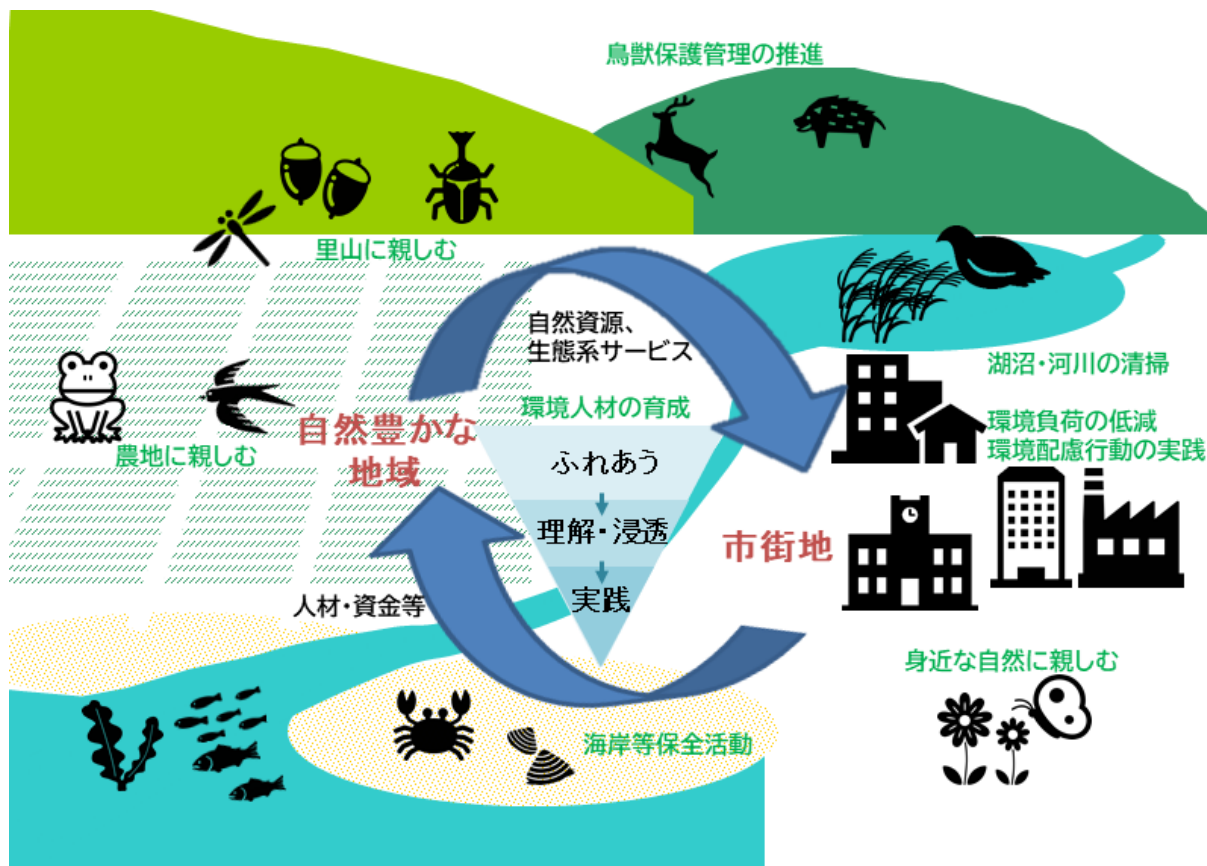


図4-2 取り組みのイメージ

2 各ステップの方向性

各ステップの活動の方向性は次のとおりです。

■ステップ1■ ~ふれあう~

①自然・生きものに触れ合う機会の創出

生物多様性を意識し、理解するためのきっかけとして、実際に自分の目で見て、耳で聞いて、手で触れる実体験が重要です。そのため、活動団体をはじめとした多様な主体の連携により、子どもから大人まで誰もが気軽に市内の自然・生きものに触れ合う機会を創出します。



②市民参加型調査への参加促進

身近な日常生活の中でも、多種多様な生きものを目にすることが出来ます。昨今、様々な機関が市民参加型調査を実施しており、市民一人ひとりの取得した生物情報が、日本全国ひいては世界レベルでの自然環境の解明やその保全に役立てられています。これらに基づく保全活動の進展、市民一人ひとりのふれあいの機会、市内の自然環境情報の収集を目的に、情報発信等を通じて調査への参加を促します。



表4-1 市民参加型調査の例

名称	概要
いきものログ	環境省による全国的な生物情報集約プラットフォーム。種名調べにおいて専門家による支援が受けられるのが特徴
全国水生生物調査	環境省・国土交通省が全国の学校や市民団体等の実施した河川等水辺の生きもの生息状況や水質階級の調査結果を集約・公開
気候変動生きもの大調査	環境省と(株)バイオームにより、生きもの確認状況に関する全国調査と気候変動による身近な影響を啓発するもの。参加者が楽しみながら、生きものを調べ、環境配慮行動を学ぶことが出来る
iNaturalist	カリフォルニア科学アカデミーとナショナルジオグラフィック協会が運営する世界規模の生物観測情報収集WEBアプリケーション
生物季節モニタリング	(独)国立環境研究所による身近な植物の開花や動物の初認日に関する調査
環境DNAを用いた魚類調査プロジェクト	アースウォッチ・ジャパンによる日本近海の里海保全に向けた現況把握のための調査。市民が海水を採水し、環境DNAの分析等を研究者が担当する
さえざりナビ	バードリサーチによる鳥類に特化した観測情報集約サービス

■ステップ2■ ～理解・浸透～

①「生物多様性」の概念の理解・浸透

ステップ1「ふれあう」により興味を持った方が生物多様性の保全に取り組む次のステップとして、生物多様性の概念の正しい理解を促すとともに、自然の恵みが私たちの暮らしや事業活動と密接に関係していることを一人ひとりの意識に浸透させることに取り組めます。また、日常生活の中での発見や感動を家族や友人に伝えることも、一人ひとりが生物多様性への関心や理解を広めることに繋がります。



②「生物多様性」の現状の理解・浸透

生物多様性の保全には、土地の開発、過疎化・高齢化といった社会環境の変化、外来種、地球温暖化等様々な課題があります。これらの課題は本市においても例外ではなく、地域及び地球規模での課題・脅威に関する理解・浸透を促し、問題意識を共有します。



■ステップ3■ ～身近な暮らしの中での実践～

①生活スタイル等の転換、日常での実践

日常生活における食料やエネルギー（電気、ガス、燃料等）の消費は、世界の生物多様性に大きな影響を与えています。そのため、日常生活の中で実践出来る生物多様性に配慮した行動をわかりやすく周知し、生物多様性に配慮した生活スタイルへの転換を促進します。



②事業活動における転換

原材料や商品の調達、製造・運搬・販売過程でのエネルギーの使用等事業活動の様々な場面において、生物多様性との関わりがありますが、このような認識はまだまだ定着していません。事業活動と生物多様性の関わりについて啓発していくとともに、事業活動の中で実践出来る行動を周知し、生物多様性に配慮した事業活動への転換を促進します。



③身近なビオトープの創出

庭や花壇やプランター等の小さな緑や校庭の水場も、多くの生きものが利用します。色々な生きものが休んだり、食べたり、暮らしたりすることが出来るような緑や水場を身近に増やしていくことが、市全体の生物多様性を豊かにすることに繋がります。



3 主体ごとの取り組み

目標達成のためには、市民や活動団体・事業者・行政などの一人ひとりが日常生活や事業活動の中で、生物多様性の保全に取り組んでいくことが重要です。ここでは、各主体の生物多様性に配慮した行動例を示します。

■市民の行動■

生物多様性という言葉は、多くの市民にとって聞いたことはあるものの、内容はよく知らないものです。そこで、「ふれあう」から始まる3つのステップごとに具体的な行動例を示し、生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を促します。

【ふれあう】

- 自宅の庭などにおいて幼少期から身近な生きものに興味を持ち、観察します。
- 近所の公園や緑地を歩き、花見や紅葉狩り等季節の変化を楽しみます。
- 行政や活動団体等が実施する自然観察会等に参加します。普段とは違う自然環境に触れ、様々な環境とそこに生息・生育する動植物を知ることが、生物多様性の理解に繋がります。
- 観察した生きものについて、写真の撮影や記録等を通じて他の人と情報を共有します。

【理解・浸透】

- 各種講座や行政等が発信する情報を活用することで、生物多様性の現状や世界的な危機、文化・歴史を含めた私たちの暮らしとの繋がりを認識し、保全に取り組む必要性を理解します。
- 各種講座や行政等が発信する情報を活用することで、外来種が生物多様性や私たちの暮らしに与える影響を理解するとともに、飼育や捕獲における正しい取扱いを理解します。また、地球温暖化と生物多様性との関係について理解します。

【身近な暮らしの中での実践】

- 市内やその近郊で採れた野菜や旬のものを積極的に選び、食べます。
- 環境に配慮した商品を選びます。
- 特定外来生物を野外に放出しないなど、適正飼養に心がけます。
- 料理を適量つくるなど、食品等廃棄物の削減に取り組みます。
- 公共交通機関や自転車の利用等省エネ型のライフスタイルを実践します。
- 様々な地域で活動団体等が実施する環境保全活動に参加します。
- 庭やベランダで植物を育て、やってくる生きものと触れ合います。

■活動団体の行動■

- 他の主体との情報共有等により、活動の幅を広げること検討します。
- 活動の継続を視野に入れ、次世代の参加者を獲得するため、活動のすそ野を広げ、市民一人ひとりが参加しやすい活動に取り組みます。
- 助成金等を活用し、活動継続のための資金確保について検討します。

■事業者の行動■

事業活動は原材料調達から廃棄までライフサイクル全体で自然環境と密接にかかわっており、近年、事業者に対する生物多様性の保全と持続可能な利用の動きに関する期待が年々高まっています。そのため、市民同様の取り組みに加え、各事業プロセスでの適切な配慮の実施が重要です。

- 休憩時間等を活用して、事業所やその周辺を散歩し、身近な生きものを観察します。
- 行政や活動団体等が実施する自然観察会等に参加します。
- 観察した生きものについて、写真の撮影や記録等を通じて職場で情報共有します。
- 各種講座や行政等が発信する情報を活用することで、私たちの暮らしとの繋がりや地球温暖化との関係、外来種の及ぼす影響等を認識します。
- 様々な地域で活動団体等が実施する環境保全活動に参加・支援します。
- 以下に示す各プロセスでの適切な配慮に心がけます。

【原材料調達/輸送】

- 資源利用の低減に努めます。
- 認証等に基づく環境配慮型商品の選択に努めます。
- 省エネ、低公害車の利用を促進します。
- コンテナ等に付着する生きものを適切に管理します。
- 外来種対策を進める輸送業者を優先的に利用します。

【生産・加工・研究開発】

- 環境負荷を把握し、その低減に努めます。
- 廃棄物の減量・リサイクル、FSC認証などの認証制度等の取得や使用に努めます。

【投融資】

- 投融資先の生物多様性への配慮状況を確認します。
- 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取り組みを積極的に発信します。

【販売】

- 生物多様性に配慮した商品等の取扱いを推進します。
- 商品・サービスの提供時に生物多様性への配慮をわかりやすく明示します。
- 再利用等により食品等廃棄削減に努めます。

【土地・建物利用】

- 開発の際には植栽に配慮する等、生物多様性の保全に取り組みます。
- 手づくりビオトープの創出や、壁面、屋上等の緑化に努めます。
- 事業所敷地内で発生した落葉や剪定枝を堆肥化する等の循環利用に配慮します。



資料：生物多様性民間参画ガイドライン(第2版)(環境省, 2017)

図4-3 事業活動による生物多様性への負荷と貢献のイメージ

■ 行政の行動 ■

各主体の行動を支援するとともに、率先して生物多様性に配慮出来る人材の育成に取り組む必要があります。幼少期から身近な生きものに興味を持ち、観察することはその後の自然との関わり・付き合い方に大きく影響すると言われており、以下に「ふれあう」から始まる3つのステップごとに具体的な行動支援の例を示すとともに、小・中学校との連携等幼少期からの人材育成に向けた行動例を示します。

1. 各ステップでの行動支援

【ふれあう】


- 専門家から教えてもらうことは、一人ひとりが探すより多くの生きものと出会うことができ、理解促進に繋がります。そのため、活動団体等と連携し、各種講座や自然環境学習会など、ふれあう機会の創出に努めます。
- 自然に関する季節の情報や市民参加型調査、各主体の取り組みなど、様々な情報発信により身近な自然の親しみ方を提案します。
- 各主体が継続的に活動していくために、情報発信や行動の補助など、側面的にその活動を支援します。

【理解・浸透】

- 一人ひとりの生活と自然との結びつきに関する情報等について、国等の資料を活用しつつ、情報発信を行います。
- 水田や畑は食料生産の場であるだけでなく、昆虫や両生類などを育む重要な生物生息場です。地域の生産者等と連携し、これらの恵みについて紹介し、参加者と自然の恵みについて考える機会の創出に努めます。
- 外来生物や地球温暖化等自然環境に関する脅威や守る仕組み・法規制について情報発信します。

【身近な暮らしの中での実践】

- 市内や近郊でとれた野菜や旬のものを積極的に選び・食べることや、環境に配慮した商品を選ぶことも生物多様性の保全に繋がることから、これら賢い商品選択を促進するため、地域の特産品や環境ラベル、認証制度等について情報発信を行います。
- 希少な生き物の生息・生育への配慮の呼びかけ、外来生物の遺棄予防等の普及啓発を行うほか、MY 行動宣言や COOL CHOICE 運動等国等の施策に基づき、一人ひとりが実践出来る様々な環境配慮行動を提案します。
- グッドプラクティス集やガイドライン等の周知・活用により、企業が実施出来る環境配慮行動を提案します。
- 活動団体等が実施する身近な生きものや自然を守る取り組みを周知することで、参加したい人や企業とのマッチングを支援します。また、参加促進のため、ポイント等インセンティブの制度活用を促すほか、資材等の支援を行います。



2. 幼少期からの人材育成

- SNSなど多チャンネルを活用し、幅広い世代に向けた情報発信を行います。
- カードゲームやwebアプリ、自然環境をテーマにした絵本など、楽しんで自然を学べる学習教材の活用を提案します。
- 小・中学校等との連携により、学校のプールや校庭、地域の河川など身近な自然に触れる体験学習会を実施します。
- 地球温暖化と生きものの暮らしとの関係を考える学習会を実施します。
- 小・中学校と活動団体との連携など、主体間のマッチングを支援することで、稲作体験や地域のまつりなど学外での自然体験の機会創出に努めます。
- 事業者や地域の有識者などの指導により、学びたいと思った人が専門知識を習得・深化出来る機会の創出に努めます。
- 海外で起きている生物多様性の危機や先進的な事例、世界全体での取り組み等について紹介し、世界の状況や取り組みを学び、貢献する人材の育成に努めます。

4 各地域における活動の具体例

5ページに示す図1-3の地域ごとに各地の取り組みを例示します。

自然観察会、地域の自然やその恵みを生かした学習会、河川や湖沼の清掃活動など、様々な観点で様々な主体が連携・協働しながら各地域で活動を実践しています。市ではこれらの活動主体を人材のマッチングや資材提供等で支援するとともに、各活動への参加促進、協働による新たな活動の創出及び活動の市全域への拡大のため、市民や事業者に対してこれらの活動について情報提供を行います。

■小野湖周辺地域■

コナラなどの落葉広葉樹に囲まれた小野湖は日本有数のオシドリの越冬地であり、周辺の水田やため池等を含め自然環境が豊かであることから環境省により重要里地・里山及び重要湿地に選定されています。

この自然環境の宝庫である小野湖を主な対象として、越冬鳥類の観察会、湖沼の清掃活動、地域の特産品を活用した学習会等地域一体となった取り組みが実施されていますが、環境学習施設アクトビレッジおのの活用等による更なる参加者の獲得が課題です。

表4-2 活動の例(小野湖周辺地域)

主体	活動の名称	活動の概要
宇部野鳥保護の会	オシドリウォッチング	日本有数の越冬地である小野湖での10月～3月各月の観察会
宇部自然保護協会	小野湖清掃活動	企業、活動団体、学校関係者、行政の参加による清掃活動
小野観光推進協議会・文化伝承部会	和紙づくり	地域に生育するコウゾを使った地元小中学生等を対象とした紙漉き体験
宇部市教育委員会	自然体験型環境学習	アクトビレッジおのの等で市内全小学校を対象としたカヌー体験、野鳥観察、茶摘み体験等の環境学習行事
小野地区振興対策委員会	小野湖の日	小野湖の日(春分の日)における、小野の地域振興や小野湖の環境保全のための植栽等活動
宇部市・小野湖内水面漁業協力委員会	小野湖内水面漁場の管理	巡回等の漁場保全や遊漁者の指導、ワカサギの卵とウナギの稚魚の放流
やびつ山荘	竹林伐採と植樹	放棄竹林を伐採し跡地にクヌギ等落葉広葉樹を植樹
宇部市林業研究会	森林の利用、体験支援	間伐材を用いた宇部トーチの作成や森の案内、間伐体験等の出前授業



小野湖



小野湖のオシドリ

■平原岳周辺■

初日の出詣など景観を生かした登山活動で地域に親しまれています。周辺の田畑を含め、昔ながらの景観が残る地域で、里地・里山の哺乳類、両生類、水生昆虫などが生息します。冬季には、上空を飛翔する猛禽類が見られることもあります。

ハイキングや登山活動は地域外の市民にも広く呼びかけられていますが、参加の促進や登山活動と組み合わせた新たな活動メニューの創出が必要です。

表4-3 活動の例(平原岳周辺)

主体	活動の名称	活動の概要
宇部山岳会・ うりぼう倶楽部	登山道整備	登山道2ルートでのロープ、標識等整備活動
宇部山岳会	市民ハイキング	小野地区文化祭に合わせた市民参加のハイキング活動
小野地区体育推進協議会	平原岳登山	2月11日祝日の登山活動



平原岳

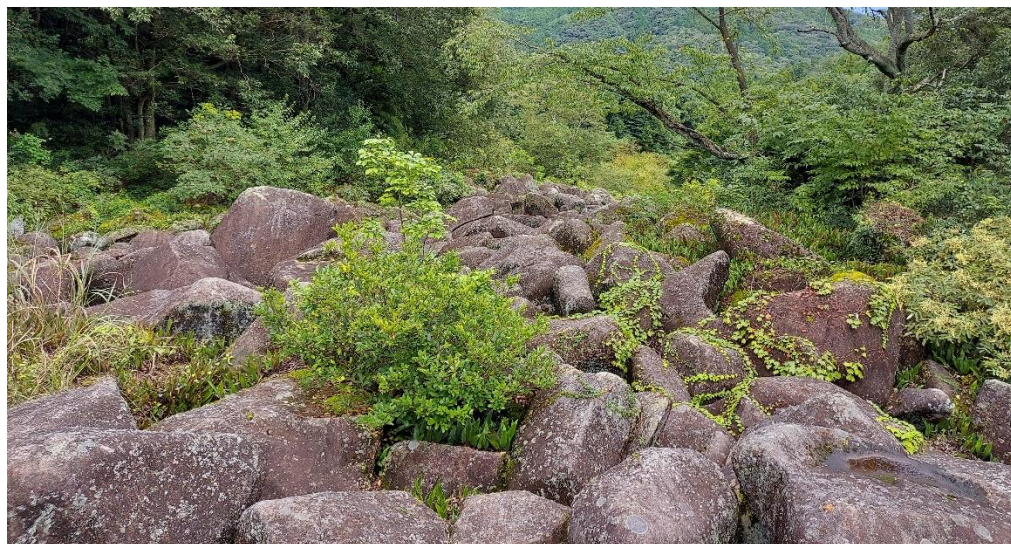
■吉部地域■

棚田等昔ながらの景観が残り、多様な鳥類が越冬するほか、水田脇の小川や水路に水生生物が生息します。1m以上の巨礫が重なる国指定天然記念物「吉部の大岩郷」には、特異な環境を反映したシダ類や空隙を利用するネズミ類などが生息します。

ホタルまつりをはじめとした地域の自然を生かした取り組みには、市内外から多数の参加者が訪れており、これら地域活性化の取り組みと連携した活動の推進が期待されます。

表4-4 活動の例(吉部地域)

主体	活動の名称	活動の概要
宇部市	吉部ホタルまつり	6月のホタル乱舞にあわせ、観賞ツアーやほたるかご工作、地元農作物等の即売会等多彩なイベントを実施
おおかみ木炭	木炭の製造	地域の森林を活用した木炭の製造やしいたけ栽培
おいでませ吉部	地元野菜等の直売所	JA山口宇部吉部支店の店舗内での吉部米を使ったまんじゅうや新鮮野菜など地域の名産品の直売所
万農塾	収穫体験	主に市街地の市民を対象とした収穫・即売会



吉部の大岩郷

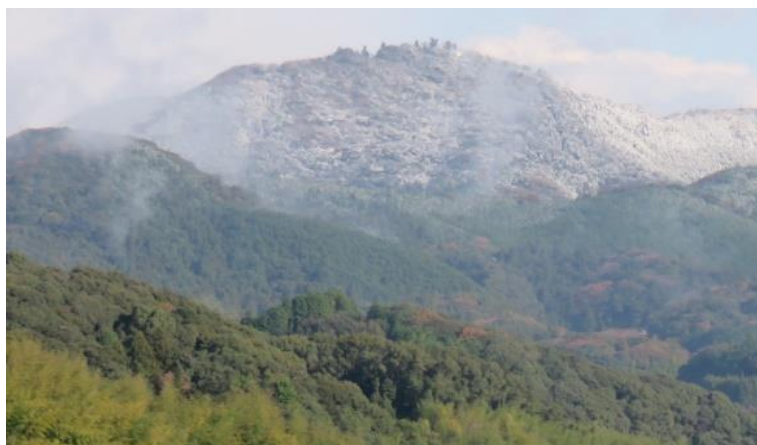
■荒滝山・日ノ岳周辺■

荒滝山は標高459mの市最高峰の山であり、周辺にはシイ・カシ等落葉広葉樹林が広がり、鳥類、両生類等の重要な生息場になっています。また、荒滝山を源流とする河川では荒滝の滝や希少魚類が確認出来ます。

平原岳周辺同様、登山やそのための環境整備等が実施されていますが、麓での自然を活用した取り組み等新たな活動メニューの創出が必要です。

表4-5 活動の例(荒滝山・日ノ岳周辺)

主体	活動の名称	活動の概要
コミュニティスポーツくすのき	登山活動	市民等を対象とした登山を8月に実施
吉部小学校・コミュニティスポーツくすのき	登山道整備と登山活動	地元団体等のフォローのもと、頂上の草刈り、倒木除去等事前整備を行った上での小学校児童の登山活動
吉部フォレストクラブ	キャンプ場の整備・自然体験	荒滝山の麓にキャンプ場を整備し、農林業体験や自然観察会等を実施予定
宇部市	城跡等環境整備委託事業	文化財である荒滝山城の遺構(西郭・虎口・畝状空堀群・出丸)、登山道及び頂上広場の草刈り等の環境整備



荒滝山

■霜降山周辺■

市街地に近接する山でハイキング等市民の憩いの場となっています。周辺には落葉広葉樹林が広がり、春～夏にかけて鳥類の繁殖場となるほか、湿地やため池等の水場では国内希少野生動植物種に指定されるヤマグチサンショウウオなど両生類が生息します。

市街地に比較的近接し登山活動も盛んですが、立地のよさと動植物等自然環境の豊かさを活用した、言わば自然環境の入門編としての活用が期待されます。

表4-6 活動の例(霜降山周辺)

主体	活動の名称	活動の概要
宇部自然保護協会	自然観察会	ドウダンツツジ等地域の特徴的な動植物を対象とした観察会
霜降会	月例登山	毎月様々なルートでの四季折々の植物を観察しながらの登山行事
山口県	鳥獣保護区や緑地環境保全地域の保全活動	鳥獣保護区内の鳥類個体数調査や自然保護指導員による巡視



自然環境学習会

■厚東川中流■

桜つつみ公園では春はサクラが楽しめるほか、夏は魚類など水辺の生きものに身近に親しむことができます。また、里山ビオトープ二俣瀬では、里地の昆虫や希少植物が観察できます。

地域住民や市民ボランティアによる環境整備活動が盛んですが、今後担い手が不足する可能性があり、どのように活動を継続するかが課題です。

表4-7 活動の例(厚東川中流)

主体	活動の名称	活動の概要
里山ビオトープ二俣瀬をつくる会(親子自然観察隊)	里山ビオトープ二俣瀬	休耕田を活用したビオトープでの親子の自然観察や農業体験活動。ビオトープの維持・管理は地域住民・市内有志等に担われている。
宇部市	親と子の水辺の教室	水辺に親しみ、保全意識の向上を図るための親子で行う水生生物の調査
宇部市	ツルマンリョウ自生地環境整備委託事業	熊野神社敷地内のツルマンリョウ自生地での草刈り等の環境整備事業
らくらく健やか☆二俣瀬クラブ	ウォーキングや環境整備	緑豊かなコースでのウォーキングや丸山ダム周辺での清掃活動等を実施

■厚東川河口■

大潮時には広大な干潟が広がり、希少な魚類や甲殻類が生息します。河川周辺には希少昆虫類の生息地があり、市内では稀になってしまったヨシ原には湿地性の鳥類、植物が生息します。

絶滅危惧種の保全等地域の特徴的な自然を守る取り組みが実施されていますが、更なる参加者の獲得が必要です。

表4-8 活動の例(厚東川河口)

主体	活動の名称	活動の概要
宇部自然保護協会	ヒヌマイトトンボ代替生息地保全活動	絶滅危惧種ヒヌマイトトンボ生息地でのヨシや周辺草本等の除草作業
うべ環境コミュニティ	中川清掃	地元自治会、一般市民、活動団体、企業、学校、行政の参加による河口に漂着するゴミの回収活動
藤山中学校	厚東の日清掃	5月10日の厚東の日にあわせた中学校全校生徒参加の清掃活動
原地区子ども委員会	稲作体験教室	原地区の親子を対象とした田植え・稲刈りの体験活動

■真締川■

下流部では川沿いに都市公園が設けられ、様々なイベントが行われる一方、のんびり散策しながら野鳥の観察も楽しめます。上流部は溪畔林の発達した自然度の高い環境が見られ、哺乳類・爬虫類の生息地になっています。身近な市街地ならではの自然体験活動も実施されていますが、更なる活動の推進が期待されます。

表4-9 活動の例(真締川)

主体	活動の名称	活動の概要
ミズベリング実行委員会	ミズベリング	真締川キャンドルナイト等河畔を利用した多様なイベントを実施
真締川・塩田川を守る会	真締川・塩田川一斉清掃	地元住民等による清掃活動
宇部工業高校・地元企業	真締川環境整備	地元高校生が、米の栽培等で協力する事業者とともに取り組む清掃活動
宇部シェアリングネイチャーの会	市街地散策	市街地から里山まで様々なフィールドで自然体験活動を実施

■ときわ公園～片倉■

市民の憩いの場であるときわ公園では、春から秋にかけてフクロウの鳴き声が聞けるほか、冬季に橋から越冬鳥類が間近で見られます。流入部の湿地には水生昆虫が生息します。

園全体での生息環境展示を行うときわ動物園、世界を旅し、感動する植物館をコンセプトにしたときわミュージアムといった世界の環境について学ぶことが出来る環境学習施設以外にも、公園内の自然資源を生かした観察会が実施されており、樹林が連続する片倉地域まで、いかに取り組みを波及させるかが課題です。

表4-10 活動の例(ときわ公園～片倉)

主体	活動の名称	活動の概要
常盤動物園協会	野鳥観察会	ときわ公園内での四季の野鳥観察会
	水生生物学習会	ときわ湖畔での水生生物の採集等を通じた環境学習会
宇部市・常盤動物園協会	環境に関する講演会	宇部市内の環境だけでなく地球全体の環境を考えるための、各地で活躍する研究者等を招いた講演会
宇部自然保護協会	ホタル観察会	常盤動物園協会と協働した観察会
	陸上昆虫学習会	ときわ公園内での昆虫類採集等を通じた環境学習会
常盤地区まちづくりサークル	アサギマダラの観察とその食草フジバカマの栽培	常盤小学校児童と協働のフジバカマの栽培と秋に飛来するアサギマダラの観察会
沢波川ミズベリング	沢波川的环境整備	地元自治会等による河川の清掃活動やホタルの観察会



ときわ公園

■ 東部海岸～日の山 ■

キワ・ラ・ビーチから白土海岸にかけて自然海岸が残存し、潮干狩り等に利用されるほか、春・秋には多くの渡り鳥が中継地として立ち寄ります。植松川河口付近には塩生植物が生育するほか、日の山には希少な爬虫類であるタシロヤモリが生息します。

活動団体、地域住民、漁業関係者などによる里海環境の保全を目指す取り組みが行われており、キワ・ラ・ビーチをはじめとする東部海岸を活用した環境学習会などさらなる活動の広がりが期待されます。

表4-11 活動の例(東部海岸～日の山)

主体	活動の名称	活動の概要
宇部市	環境DNAを用いた魚類調査	里海の現況把握を目的にアースウォッチジャパンの実施する全国的な調査に参加
沖田川環境保全協会	清掃活動と生きもの調査	清掃活動と生きもの調査
瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会ほか	リフレッシュ瀬戸内	広く一般市民や団体が参加する瀬戸内海の環境美化のための清掃活動
漁業協同組合	操業中に回収したゴミの処理	東岐波、床波、宇部岬漁協による操業中に回収したゴミの分別と処分
宇部野鳥保護の会	渡り鳥の調査	春秋の渡り時期に中継地として当地に立ち寄る水鳥の種類や個体数調査
東岐波里海再生の会	オリーブの栽培	地元住民と中学校生徒が協力してオリーブを栽培・販売



キワ・ラ・ビーチでの学習会



塩生植物ハマボウ

■市内全域を対象とした活動■

現状を把握するための調査や農地等の活用を目的とした事業が実施されています。

表4-12 活動の例(市内全域を対象とした活動)

主体	活動の名称	活動の概要
山口県・宇部市	湖沼・河川等の水質調査	河川水等を採水し、汚濁指標であるBODや浮遊物質量等の測定を実施
山口県	希少野生動植物種保護支援員の募集と啓発	県内各地での希少動植物種保護活動等を実施
宇部市	有害鳥獣捕獲対策事業	猟友会等と連携して鳥獣による農林業被害を防止するための捕獲活動等を実施
宇部市	遊休農地対策事業	多様な担い手への農地の集積を促進するための、補助金、交付金等の支援制度
宇部市	環境保全型農業・有機農業推進事業	エコファーマーを対象とした有機農業の取り組みや、カバークロップ栽培(レンゲ・なたね等の緑肥作物)の取り組みに対する助成

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

目標の実現に向けて、本計画に基づく各種活動を市・市民・事業者等がそれぞれの役割分担のもと、相互に連携しながら推進します。各主体の連携にあたっては、生物多様性応援団や生物多様性市民会議などを活用し、情報共有や相互協力を円滑に行います。

また、生物多様性保全に係る施策は、生態系の保全はもとより人の暮らしや教育・学習、産業振興など多分野に及び、国・県・市など行政機関の担当部局も多岐にわたります。このため、本市においては、環境政策課を中心に関係部局との連携により取り組みを進めるとともに、国・県など関係機関に助言・支援を求めながら進めていきます。

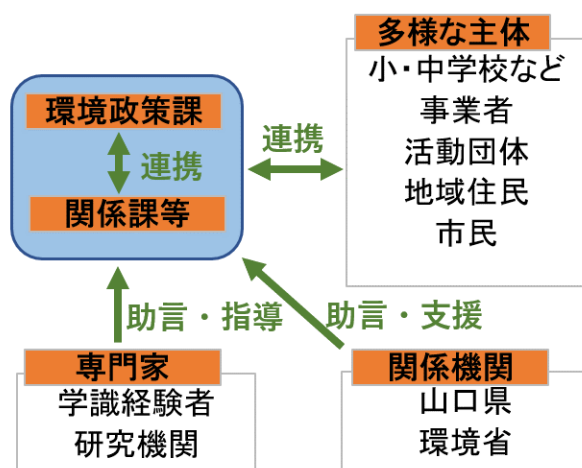


図5-1 計画の推進体制

【多様な主体との連携の一例】

● 生物多様性応援団

産官学民一体となって本計画の推進を図るため、生物多様性応援団を設置し、情報の発信・集約を行います。「無理なく、楽しく、継続して」を理念とし、生物多様性保全に関心のある誰もが参加出来ます。

<目的>

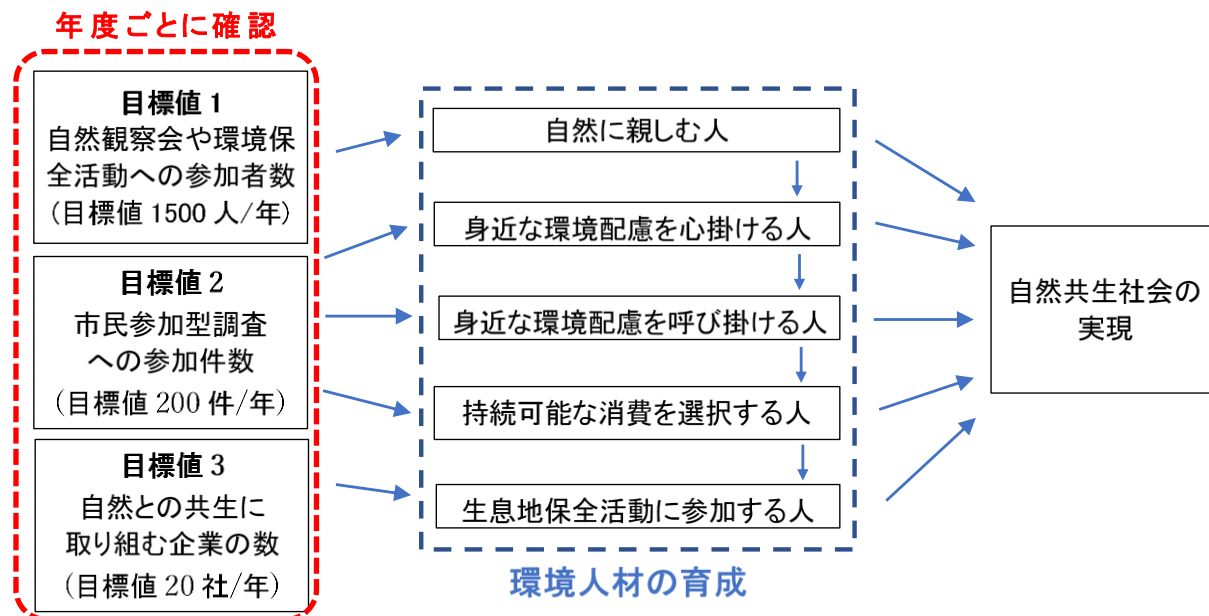
1. ニーズと多様な活動主体との調整
2. 保全活動に関する情報の集約と発信
3. ボランティア等人材の確保
4. 教育・学習や人材育成の支援

● 生物多様性市民会議

環境保全活動の相互研究や新たな活動の促進、各主体の活動の情報共有のため、市内の地域や活動団体、企業の取り組みから他地域の先進的事例まで、生物多様性にまつわる多様なテーマを対象に、関係機関と連携しながら市民会議を開催します。

2 計画の進行管理

計画の進捗については、「第三次宇部市環境基本計画」で設定した目標値を年度ごとに確認し、その達成状況や社会情勢の変化に応じて柔軟に計画の見直しを行う予定です。



※各目標は「第三次宇部市環境基本計画」で設定したものの

図5-2 計画の進行管理

参 考 資 料

1 アドバイザーの一覧

本計画策定にあたり意見をいただいたアドバイザーは次の方々です。

区分	氏名	所属等
学識経験者	関根 雅彦	山口大学 教授
学識経験者	田中 浩	山口県立山口博物館
市民活動団体	原田 量介	宇部野鳥保護の会 会長
市民活動団体	村田 俊宏	宇部自然保護協会 事務局長
事業者	西村 徳安	UBE(株)環境安全部
事業者	南條 貴律	協和キリン(株)環境安全室
学校関係者	吹上 静恵	原小学校 校長
学校関係者	日笠 柁利	上宇部中学校 教諭
関係機関	村田 真木	常盤動物園協会
関係機関	田中 勇	山口県人づくり財団 環境学習推進センター 所長

2 用語解説

【あ行】

■ 愛知目標（愛知ターゲット）

名古屋市で開催されたCOP10で採択された。2050年までに「自然と共生する」世界を実現するというビジョン（中長期目標）を持って、2020年までにミッション（短期目標）及び20の個別目標の達成を目指すもの。中長期目標については、「2050年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される」ことが合意されている。

■ 磯焼け

海藻が繁茂し藻場を形成している沿岸海域で、海藻が著しく減少・消失し、海藻が繁茂しなくなる現象を指す。それに伴って、アワビやサザエ等の生物が減少し、沿岸漁業に大きな打撃を与える。

■ 宇部市環境基本計画

21世紀に向けて、市民が良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営み、環境に配慮したまちづくりを進めていくために、国際的な取り組みも視野に入れ、宇部市の環境の特性に配慮した「宇部市環境基本計画」を平成10年（1998年）3月に策定。令和4年（2022年）3月に策定した「第三次宇部市環境基本計画」では、望ましい環境像として「緑と花と彫刻に囲まれた豊かな自然と住みよい環境が共存する持続可能なまち宇部」を掲げている。

■ エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者。

■ SDGs未来都市

SDGsの達成に向け、「経済」、「社会」、「環境」の三側面の総合的な取り組みにより、国から新たな価値の創造に対する提案が認められた自治体であり、宇部市は平成30年（2018年）に選定される。

■ FSC認証

きちんと管理された森林から生産された林産物や、その他のリスクの低い林産物を使用した製品を目に見える形で消費者に届ける仕組みで、第三者認証機関による審査の後、規格を満たしたと判断された場合に発行される。

■ 塩性湿地

海岸にある湿地・沼地であり、海に近いため潮汐の影響により、時間帯により塩水・汽水に冠水するか、または陸地となる地形である。干潟全般よりも波浪の影響を受けにくい場所に分布しており、通常、高塩濃度に耐えられる塩生植物の繁殖が見られる。

【か行】

■ カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」と大気中に存在する二酸化炭素を回収して貯蔵する技術による「除去量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

■ 外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。在来種に対して用いられる。

■ 環境人材

平成20年（2008年）に環境省が策定した「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」では、「自己の体験や倫理観を基盤とし、環境問題の重要性・緊急性について自ら考え、各人の専門性を活かした職業、市民活動等を通じて、環境、社会、経済の統合的向上を実現する持続可能な社会づくりに取り組む強い意志を持ち、リーダーシップを発揮して社会変革を担っていく人材」と説明されている。その必須要素として、持続可能な社会づくりに主体的に取り組み、具体的なプロジェクトを企画・実行していくための「強い意欲」「専門性」「リーダーシップ」の3つが掲げられている。

■ 環境DNA

土壌や水などのさまざまな環境中から採取される、そこに生息する生物由来のDNAのこと。環境DNAを分析することで、その環境に生息する、または過去に生息していた生物を網羅的に把握出来る手法等が開発されている。

■ 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

■ 希少種

一般的には、数の少なく、簡単に見ることが出来ないような(希にしか見ることが出来ない)種をさす。「種の保存法」に基づき指定された、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、国等のレッドリストに記載される絶滅危惧種を指して使われることもある。

■ COOL CHOICE

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

■ 耕作放棄地

農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語。

■ コップ(COP)

Conference of the Parties の略称。条約を締結している国の代表が集まって実施される会議のこと。末尾に開催回数を付けて表す。国連生物多様性条約(CBD)第15回締約国会議(COP15)、カルタヘナ議定書第10回締約国会合及び名古屋議定書第4回締約国会合が、令和3年(2021年)10月(中国)と令和4年(2022年)12月(カナダ)の2回に分けて開催されている。

【さ行】

■ 在来種

ある地域に現在生育する動植物のうちで、昔から存在した種類。外来種に対して用いられる。一般的に、郷土種と同様に使われる。

■ 里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで形成される地域概念。

■ 自然共生社会

生物多様性国家戦略では、生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存の確保された自然と共生する社会を構築することが目的に設定されている。また、自然共生社会の実現は、持続可能な社会を目指すために低炭素社会、循環型社会の実現とともに必要な3本柱であるとされている。

■ 自然再生

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理すること。

■ 植生自然度

植生に対する人為の影響の度合いにより、日本の植生を10の類型に区分して表示したもので、数値が高いほど人の手が加わっていないことを意味する。

■ 生態系ネットワーク

様々なタイプの自然が適切な配置や繋がりによりネットワークされていることであり、その形成にあたっては、核となる地域を適切に配置、保全するとともに、生物の分散・移動を可能とするこれらの生物の生息・生育地を繋げる生態的な回廊を確保することが必要であると言われている。

■ 生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性と繋がりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3000万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

■ 生物多様性条約

1980年代における世界規模の種の絶滅の進行や人類存続に欠かせない生物資源の損失等への危機感の高まりから、平成4年(1992年)に国連環境開発会議(地球サミット)に合わせて採択された条約。「生物多様性の保全」「その構成要素の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を目的としている。

■ 世界経済フォーラム

経済、政治、学究、その他の社会におけるリーダーたちが連携することにより、世界、地域、産業の課題を形成し、世界情勢の改善に取り組むことを目的とした国際機関。

■ 世界自然保護基金(WWF)

世界最大規模の自然環境保護団体である国際NGO。活動方針として、生物多様性を維持しつつエコロジカル・フットプリントを減らし、総じて地球一個分

の暮らしを目標とすることを掲げている。具体的な活動分野は気候変動、森林保全、海洋保全、水産物管理、綿花や砂糖などの農産物、水など多岐にわたり、人間の持続可能な環境づくりが活動の中心になっている。

■ 絶滅危惧種

レッドリストにおいて、次の3つのカテゴリー(分類群によっては、IA類とIB類をまとめて絶滅危惧I類としている)に掲載されている種。

【絶滅危惧IA類】ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種。

【絶滅危惧IB類】IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種。

【絶滅危惧II類】絶滅の危険が増大している種。現在の状況をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧I類」のランクに移行することが確実と考えられる種。

【た行】

■ 棚田

傾斜地にある田のうち、急峻な傾斜地で階段状につくられた田であり、生態系サービスの一つとして景観的な価値が考えられている。

■ 地域連携保全活動計画

生物多様性地域連携促進法に基づき、地域連携保全活動を実施するために、市町村が、単独で又は共同して、作成することが出来る計画。地域連携保全活動の区域や、目標、実施主体、実施場所、実施時期、実施方法等を具体的に定めるもの。

■ 地球規模生物多様性概況第5版

各国から提出された国別報告書、既存の生物多様性に関する研究成果やデータをもとに、生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標の達成状況について分析したSCBD(生物多様性条約事務局)による報告書。国際的な生物多様性の状況や、保全と持続可能な利用の取り組みが概観出来る内容となっており、今後の生物多様性に関する議論での基礎資料となると言われている。

■ 中山間地域

農産物等の供給、国土・環境の保全、居住環境や余暇空間の提供、地域文化の伝承等国土政策上様々な面で重要な役割を果たしているが、地勢等の地理的条件が悪く、農業等の生産条件、社会資本等の生活条件に恵まれないため、人口の減少と高齢化が進み、地域社会の維持、ひいては様々な機能の発揮が困難となりつつある地域。

■鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域。また、特に必要がある場合、鳥獣保護区の区域内に、水面の埋立、干拓、立木竹の伐採等、鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼすおそれのあるものの許可が必要となる特別保護地区を指定することが出来る。

■天然記念物

動物、植物、地質・鉱物などの自然物に関する記念物。長い歴史を通じて文化的な活動により作り出された二次的な自然も含まれる。天然記念物のうち特に重要なものは特別天然記念物に指定される。現状を変更しまたはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、事前に許可申請が必要となる。

■特定外来生物

海外から持ち込まれる生物の中で、日本の生態系や農林業、人の生活に大きな悪影響を及ぼすおそれのある外来種で、外来生物法により指定されたもの。国内移動によるものは含まれず、海外からやってくる生物種が対象となり、栽培、運搬、放出等が規制の対象となる。

【な行】

■二次林

自然・人為のいかんを問わず、何らかの原因により植生が強くあるいは頻繁に攪乱された後に成立した二次遷移の途中にある森林。溶岩など土壌のない地盤に森林が成立していく過程とは異なり、土壌さえ残存していれば初めからカンバ類やマツ類などの陽樹が成長し、長い年月をかけて、やがて陰樹に置き換わり安定した森林(極相)となる。このような遷移を二次遷移と呼ぶ。

■ネイチャーポジティブ経済

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済のこと。経済界でもネイチャーポジティブを目指す動きが注目されており、WEF(2020)は、世界のGDPの半分以上が自然の損失によって潜在的に脅かされていること、また、ネイチャーポジティブ経済に移行することで2030年までに約4億人の雇用創出等が見込めることと指摘している。

【は行】

■ビオトープ

気候条件、生物的・非生物的要素の分布状態などによって他と区別される動植物の生息場所。一般的には、都市に限らず、農村や山林等も含むあらゆる場所において生き物の住み着くことの出来る場所を示す。

【ま行】

■MY行動宣言

一人ひとりが生物多様性との関わりを日常の暮らしの中でとらえ、実感し、身近なところから行動することが、生物多様性を守るための第一歩であるとして、環境省より提唱された、味わう、ふれる、伝える、参加する、買うの5つの行動の宣言。

【や行】

■有害鳥獣

人畜や農作物などに被害を与える鳥獣。クマ、シカ、イノシシ、カラスなどが市街地や農地において、何らかの被害を及した場合にいう。

■遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

【ら行】

■ライフサイクル

商品やサービスの原料調達から、生産・流通、さらには廃棄・リサイクルに至るまでの一連の工程。ライフサイクルアセスメントにより、ライフサイクル全体の環境負荷を明らかにすることにより、より環境に配慮した製品・サービスの検討が可能となる。

■緑地環境保全地域

山口県自然環境保全条例に基づき指定された地域で、地域内では優れた自然環境を適正に保全するため、開発行為については届出制により必要な規制と調整を図っている。

■6次産業

農林水産業者(1次産業)が、農林水産物の加工等により付加価値を高め(2次産業)、流通・販売(3次産業)までを一体的に取り組むこと。